

50代～80代の ライフプランニング

ファイナンシャルプランニング_16
ー介護体制と介護保険②ー

2024.10.3

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

50代－80代~で特に重要ないくつかのことって何だろう？

- 1 今までのキャリアの棚卸をしていつまで就労するか考えていますか？
- 2 公的年金の受給方法と社会保険の壁を知っていますか？
- 3 今、入っている生命保険や医療保険を知っていますか？
- 4 住宅の購入、買い替えを検討していますか？
- 5 自分の資産運用について考えて実行していますか？
- 6 将来、できるだけ介護のお世話にならないように気を付けていますか？
- 7 相続の準備や遺言書は書いていますか？
- 8 さあ、家計や人生の棚卸をして人生100年時代を楽しく準備しましょう。

リタイアメント
ライフプランニング
(※)

※50代でリタイアメントするという意味ではなく、役職定年、定年、第二定年と就労関係のイベントがきますので、早めに意識、準備していく必要があるということです。

介護体制と介護保険②

公的介護保険を利用する場合は、まず介護認定をうける必要があると聞いたけど、私も少し物忘れが激しくなってきたようだ。



あらまあ、しっかりしてくださいね。まだまだお父さんはしっかりしていると思うけど。

認知にならないように頭と体を鍛えるよ。家族のみんなに迷惑をかけてはいけないからね。



まだまだお元気なので大丈夫ですが、だんだん認知が入ってきた後、どういう介護保険を使うのかご家族とも確認しておくといいですね。



公的介護保険の介護認定は市に申し出るのですよね。



はい、そうです。そこで専門家が本人にいろいろ聞いたりテストしたりして総合的に決めるようです。



介護体制と介護保険②

介護認定を受けて公的介護保険から給付できる金額以外の自己負担額がある場合、年金や貯蓄で賄えきれない場合、民間の介護保険の加入を検討するのですね、先生。



はい、その通りです。民間の介護保険は「所定の状態」が公的介護連動かどうか、一時金や年金の給付額、期間、保険料とその払込期間、健康還付金など条件をしっかりと確認してください。



まあ、公的介護保険は結構手厚いので、民間の介護保険ではなく、年金や貯金から賄うことができれば不要かなとも考えていますがどうでしょうか。



はい、その通りです。介護期間は誰にもわかりませんが、男性は9年、女性は13年もあるそうです。有料老人ホームもいろいろあるので、年金や貯蓄で支払える金額内だと不要でしょう。



まあ、準備も必要かもしれないけど、まずは頭がぼけないように脳トレや運動をやって介護のお世話になる期間をできるだけ少なくするような生活習慣が大切ですね。



いい心がけですね。お子さま世代の負担にならないように、将来、介護になった時の体制は家族内で話しておくといいでしょう。

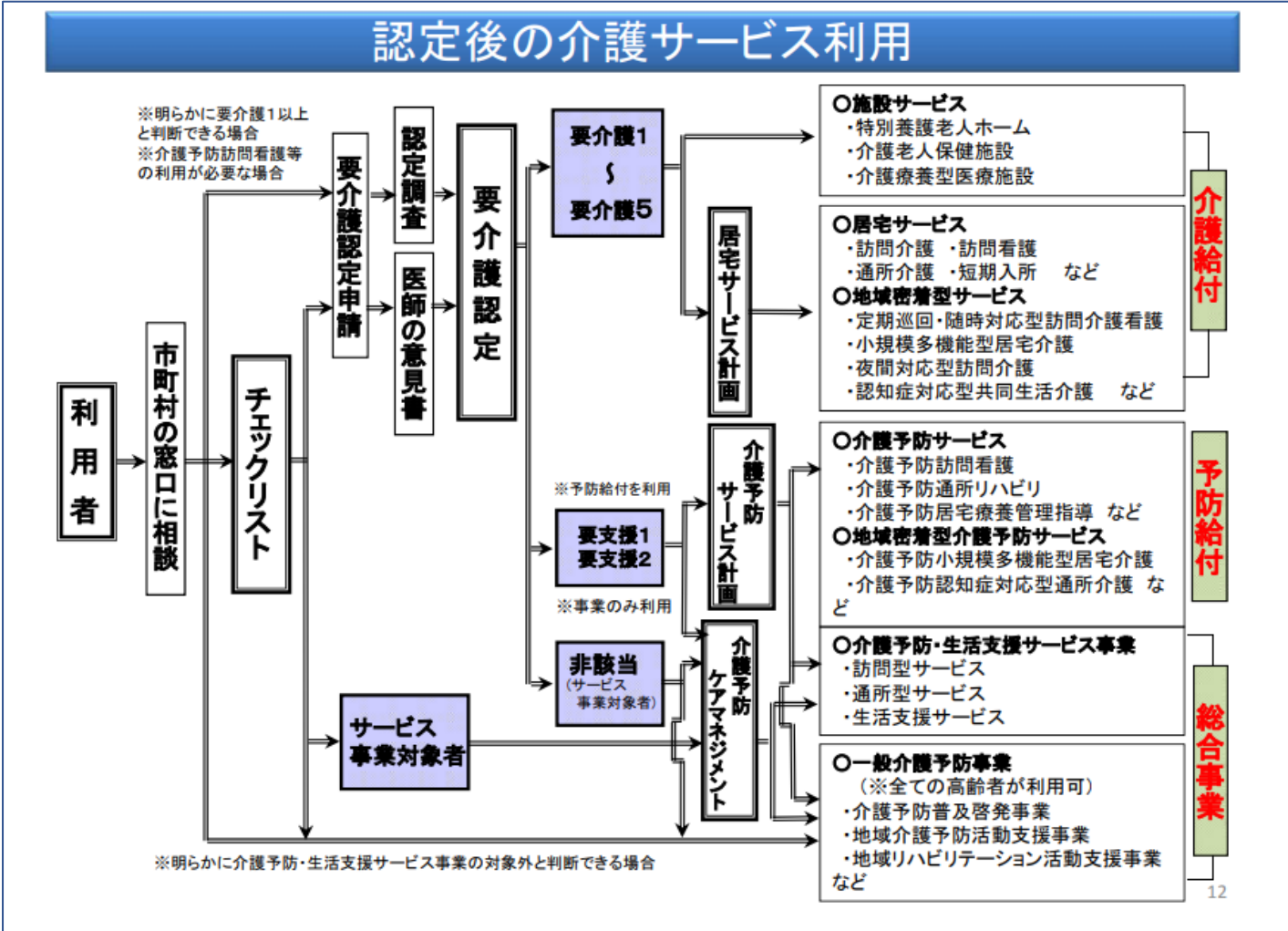


本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 公的介護保険で賄える部分と自己負担になる部分を知り、長生きによる介護費用の心配があれば民間の介護保険に加入します。
- ✓ 民間介護保険を契約する場合、介護保険料支払期間（終身・有期）、給付額（一時金、年金）、保険料の免除の有無、健康還付給付金など契約条件をしっかりと確認してから契約します。
- ✓ 介護期間＊費用、年金額、貯蓄を考慮して加入するか否かを慎重に検討します。

介護の認定プロセス

介護が必要と感じたらまず市町村役場の介護の窓口に行きましょう。
介護サービスを受けるには正式に要介護認定を受ける必要があります。



出所 「要介護認定の仕組みと手順」 厚生労働省老人保険課

介護保険 ～公的介護保険～

公的保険の自己負担額を知りましょう。介護度合いによる負担と所得による自己負担額があります。

対象外
サービス

D

介護費用総額

限度額以上の
介護を受ける場合

支給限度額(介護度合いによる)

自己負担

A

1割負担者

支給限度額

自己
負担

限度額以内の
自己負担額

2割負担者

支給限度額

自己負担

B

3割負担者

支給限度額

自己負担

自己負担の総額 = A + B + D

Bから高額介護の払い戻しがあることもある。

C

介護保険 ～公的介護保険 自己負担額事例～

公的保険で受給できるサービスで自己負担額のイメージを持ちましょう。
公的保険の自己負担分が負担と感じれば民間介護保険を検討してもよいでしょう。

要介護3での在宅でのサービス利用 ケアマネ作成のプラン

	一般 (1割負担)	一定所得以上 (2割負担)	一定所得以上 (3割負担)
サービス利用合計	28.6万円	28.6万円	28.6万円
要介護別の支給限度額	27.0万円	27.0万円	27.0万円
A 超過分 (= 自己負担)	1.5万円	1.5万円	1.5万円
B 支給限度額内のサービス利用	2.7万円	5.4万円	8.1万円
C 高額介護払戻し額	0	△0.9万円	△3.7万円
自己負担額	2.7万円	4.4万円	4.4万円
D 介護保険対象外サービス利用 (全額負担)	1.7万円	1.7万円	1.7万円
月額自己負担計	5.9万円	7.7万円	7.7万円
初期費用 (器具、住宅改修)	20万円*1割	20万円*2割	20万円*3割

介護保険 ～民間介護保険 保険料総額事例～

払込保険料総額と介護一時金、年金の給付額を比較し、「所定の状態」にならずに死亡した場合の健康還付給付金を確認します。

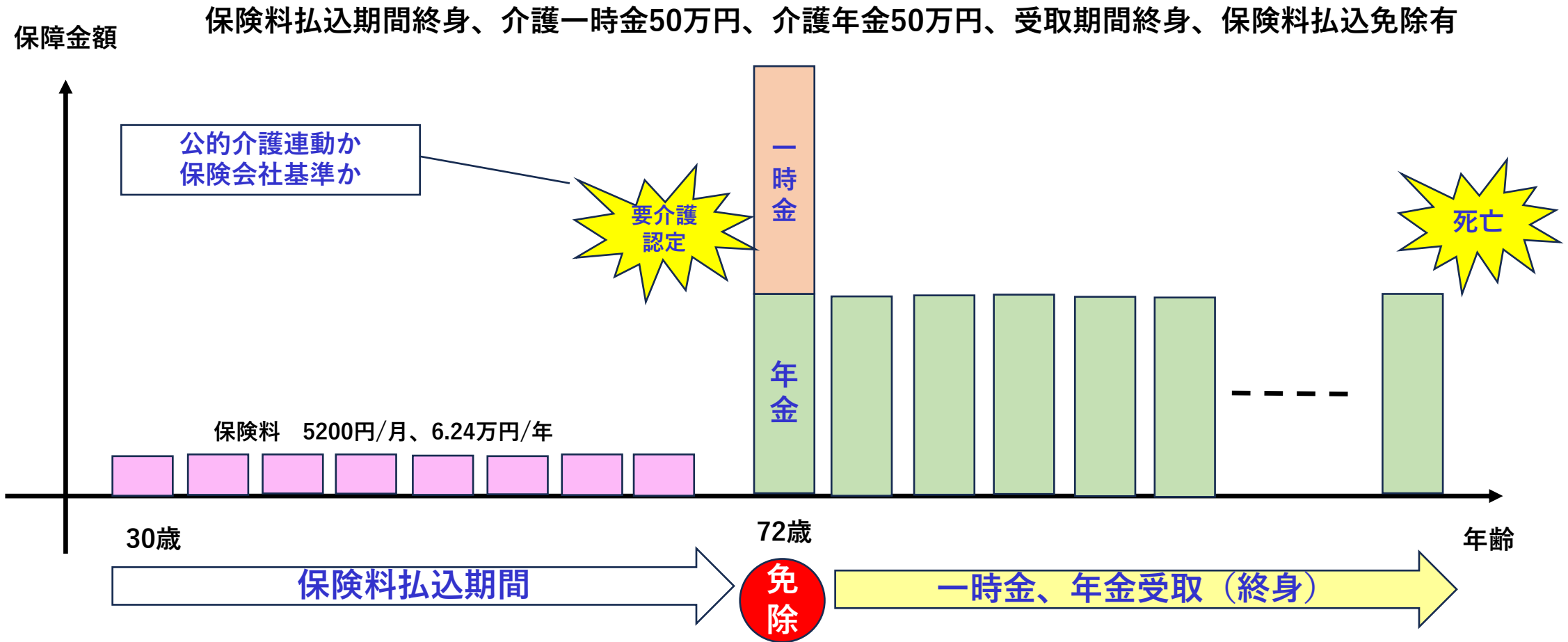
所定の状態で終身介護年金を受け取れるタイプ
介護一時金50万円、介護年金50万円、終身受取、死亡給付金250万円（年金の5倍で介護年金受取分を差し引く）
保険料：口座振替月払
介護年金の受け取りが開始されると、以降の保険料が免除されるのが一般的だが保険会社に確認をします
5年ごとの利差配当

性別	払込期間	契約年齢					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男性	80歳満了	5,200円 60年 374万円	6,400円 50年 384万円	8,400円 40年 403万円	11,800円 30年 425万円	18,400円 20年 442万円	36,100円 10年 433万円
女性	80歳満了	5,700円 60年 410万円	7,100円 50年 426万円	9,100円 40年 437万円	12,700円 30年 457万円	19,900円 20年 478万円	40,400円 10年 485万円

出所：生命保険文化センター「介護保障ガイド」2022年10月改訂版から筆者作成

介護保険 ～介護保険事例イメージ～

介護保険は、所定の状態になった時の一時金と以降の年金からなり、「所定の状況」になれば以降の保険料が免除になる保険もあります。



最近、**軽度認知症（MCI）**と診断されると一時金がでて、「レカネマブ」の費用に充てる保険もあります。

介護保険 ～入る場合のチェックポイント～

民間介護保険は様々な種類があり、理解の上、加入する必要があります。

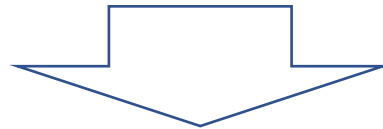
☑	ポイント	確認事項
☑	給付要件	・「所定の状態」の定義。 公的介護連動型 or 独自基準型 ・どれくらいの継続期間で受給可能か。 ・該当しなくなった場合、受給継続か停止か。 ・介護給付以外の保険金の受け取り要件
☑	給付額	・介護保険金、介護年金/月 ・年金の場合、いつまでの受給か。
☑	保険期間	・一定期間（定期）か、一生涯（終身）
☑	保険料負担額	・保険料/月、有期払い or 終身払い ・更新有無（上がるのかどうか）、保険料総額v.s.受給内容 ・「所定の状態」になった以降の保険料負担の免除有無
☑	他の保険との優先やバランス重複	・死亡、医療など他の保険とのバランスや優先度、重複なし ・公的介護保険制度でカバーできない保障と金額は？

介護保険 ～入るべきか入らなくてもよいか～

65歳以上は、年金や貯蓄でカバーできないかをまず検討しましょう。

65歳以上

- ✓ 平均寿命－健康寿命＝**介護が必要になる可能性が高い期間。男性は9年、女性は13年程度。**
- ✓ 介護に要する**月々の平均費用は約8.3万円**（公的介護保険の介護サービス費用の自己負担分込み）、介護に要する**平均期間は61ヵ月（約5年1ヵ月）** **8.3万円×61ヵ月＝約581万円**（あくまでも目安）
（出所：生命保険文化センター「2021年度生命保険に関する全国実態調査」）
- ✓ **介護費用－公的介護保険（高額介護含む）でカバーできる金額＝自己負担**
自己負担－年金（公的年金、企業年金）－貯蓄＝民間介護保険必要額 >=< 保険料



◆ 介護をしてくれる**家族**がいる人、**貯蓄が十分にある人**は民間の**介護保険は不要です。**
介護保険加入率：平成30年で介護保険・介護特約の加入率（％）は14.1％
出所：生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査＜速報版＞」

◆ 保険に入る代わりに、**介護貯蓄をしてお金をプールしておく**対応もできます。

Thinking time !

介護にはどれくらいの費用がかかるのか知っておきましょう。

公的介護保険

- ・ 親の介護度ランクを知っていますか。正式には市が認定をします。
- ・ その範囲で、いくら公的介護保険は利用でき、どのような介護サービスが受けられるのか知っていますか。



民間介護保険

- ・ 親が民間介護保険に入る必要性がありますか。
- ・ 現在、既に介護保険に加入している場合、保険料払込総額や一時金や介護年金を理解していますか。
- ・ ご自身の介護については考えたことがありますか。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

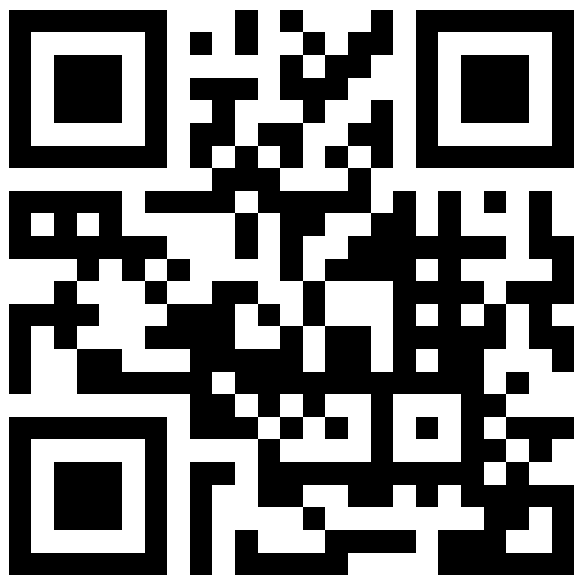
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

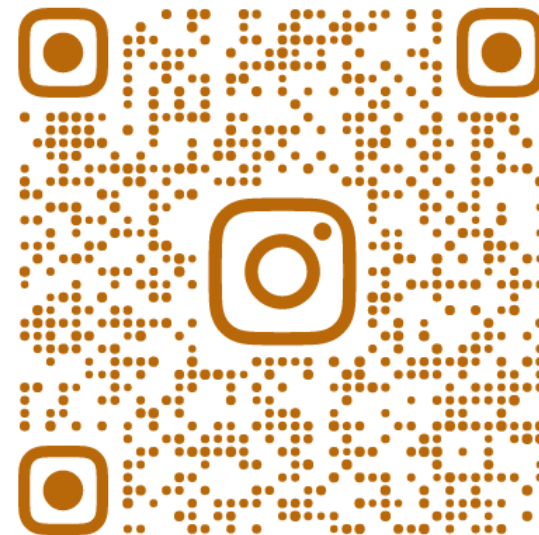
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

Instagram



@FP_YOSHISAN